6　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前４日以上30日以下については１日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については１日につき680単位を、死亡日については１日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ハ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イ及びロにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7　地域密着型介護福祉施設サービス

イ　地域密着型介護福祉施設サービス費

⑴　地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)（１日につき）

㈠　要介護１	580単位
㈡　要介護２	650単位
㈢　要介護３	723単位
㈣　要介護４	793単位
㈤　要介護５	862単位

⑵　地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)（１日につき）

㈠　要介護１	633単位
㈡　要介護２	702単位
㈢　要介護３	774単位
㈣　要介護４	843単位
㈤　要介護５	911単位

⑶　地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)（１日につき）

㈠　要介護１	626単位
㈡　要介護２	694単位
㈢　要介護３	766単位
㈣　要介護４	835単位
㈤　要介護５	902単位

ロ　ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費

⑴　ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)（１日につき）

㈠　要介護１	662単位
㈡　要介護２	733単位
㈢　要介護３	806単位
㈣　要介護４	876単位
㈤　要介護５	946単位

⑵　ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)（１日につき）

㈠　要介護１	662単位
㈡　要介護２	733単位
㈢　要介護３	806単位
㈣　要介護４	876単位
㈤　要介護５	946単位

ハ　経過的地域密着型介護福祉施設サービス費

⑴　経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（１日につき）

㈠　経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

a　要介護１	742単位
b　要介護２	808単位
c　要介護３	879単位
d　要介護４	946単位
e　要介護５	1,012単位

㈡　経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a　要介護１	793単位
b　要介護２	857単位
c　要介護３	928単位
d　要介護４	994単位
e　要介護５	1,059単位

㈢　経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

a　要介護１	784単位
b　要介護２	849単位
c　要介護３	918単位
d　要介護４	984単位
e　要介護５	1,048単位

⑵　旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（１日につき）

㈠　旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

a　要介護１	742単位
b　要介護２又は要介護３	848単位
c　要介護４又は要介護５	978単位

㈡　旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a　要介護１	793単位
b　要介護２又は要介護３	898単位
c　要介護４又は要介護５	1,026単位

㈢　旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

a　要介護１	784単位
b　要介護２又は要介護３	889単位
c　要介護４又は要介護５	1,016単位

ニ　ユニット型指定介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護福祉施設サービス

⑴　ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（１日につき）

㈠　ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

a　要介護１	812単位
b　要介護２	878単位
c　要介護３	950単位
d　要介護４	1,017単位
e　要介護５	1,083単位

㈡　ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a　要介護１	812単位
b　要介護２	878単位
c　要介護３	950単位
d　要介護４	1,017単位
e　要介護５	1,083単位